

2013年9月18日

氏平三穂子

(氏平議員)

日本共産党の氏平みほ子です。先の参議院選挙でわが党は議席を大きく伸ばすことができました。それは、安倍内閣の暴走と正面から対決し、国民の立場で政治を変える提案を積極的に打ち出してきたことに国民の評価を頂けたと考えています。安倍内閣の暴走は加速しています。歴史認識では世界から孤立を深め、消費税増税、社会保障の大改悪、秘密交渉を続けるTPP、福島第一原発では汚染水の漏れが危機的状況にありながら原発再稼働、集団的自衛権の行使をめぐる政府憲法解釈の変更へ向けた強硬な動きなど、いずれもこの暴走は国民の声を無視し、数の力で押し進めようとするものであり、国民との矛盾が一層深まることは明らかであります。

それでは通告に従い、一問一答での質問に入ります。

まず知事に、今問題になっている若者を使い捨てにするブラック企業問題についてお尋ねいたします。

わが党は若者を使い捨てにするブラック企業の根絶について、国会でもその実態を企業名を挙げて追及し、またその原因とも言える労働法制の規制緩和を進めてきた政治の責任も大きいと追及してまいりました。そして、先の参議院選挙ではこの問題を一大争点として戦いました。結果、ついに厚労省も重い腰を上げ、調査を開始することを決めました。

そこで、若者を酷使、選別し、使い捨てにするブラック企業について、知事はどのようにお考えをお持ちでしょうか。また、本県においてもそのような企業が存在するのでしょうか御認識をお尋ねします。さらに、こうした企業が生まれる原因はどこにあるとお考えなのか、併せてお尋ねします。

更に私は2点提案したいと思います。1つは安心して働ける岡山県にするために、県として労働局と連携して、積極的に悪質な企業の情報収集に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目はブラック企業から若者を守るためには、高校教育の中で、労働法制についてきちんと教えていく必要があると思います。2008年度までは「ヤングワークw o r kガイド」を公私含めてすべての高3生に配布されていたようですが、現在は「働く若者サポートガイド」をクラスに一冊程度の配布になっているとお聞きしました。使い捨て労働が問題になっているこの時期だからこそ内容を工夫し、全生徒に対して冊子やリ

ーフを配布し、授業等で取り上げてもらうよう教育委員会へ働きかけていくべきだと考えます。また、高校生が携帯電話からも情報入手ができるようインターネット上に必要な情報を載せるなど一層の工夫も必要と考えますが、いかがでしょうか。以上2点それぞれ産業労働部長にお尋ねします。

(知事答弁)

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

ブラック企業問題についてのご質問であります。

認識についてであります。ブラック企業の法的な定義はありませんが、若者の使い捨てが疑われる企業に関する全国電話相談においては、貸金不払残業、長時間・過重労働、パワー・ハラスメントが相談の上位を占めており、そうした不適切な労働環境の下で従業員が働いている企業が該当するものと考えております。

県内でも、労働基準法違反が認められ、労働局から是正措置が命ぜられた企業があると聞いておりますが、私としても遺憾に存じており、デフレ不況下でのコスト削減、就職難の長期化がこうした企業を生み出す原因の一つとも考えております。

以上でございます。

(産業労働部長答弁)

労働局と連携した情報収集についてであります。労働基準法等の労働関係法令の遵守については労働局が県内企業の巡回、指導監督等を実施しております。

県では、従来から、貸金不払い、解雇等に関する相談を受け付けており、相談内容に応じ、企業を指導・監督する権限を有する労働局の窓口を紹介するなどの対応を行っております。

今後とも、労働局などとの情報交換等の連携を図りながら、不適切な労働環境等の相談に適切に対応するとともに、労働条件等の法令遵守について、普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

(産業労働部長答弁)

次に、働く若者サポート・ガイドについてであります。将来の岡山を支える若者の円滑な就職準備のためにも、高校教育など早い段階からの労働条件についての教育が重要であると考えており、労働時間、貸金制度などを解説した当該冊子を教育委員会などを通じて各学校へ配布しているところであり、引き続き利用についての働きかけを行ってまいりたいと存じます。

また、この冊子については、既に県ホームページに掲載しており、インターネットを通じ、誰でも利用が可能であり、現在の配付状況で十分対応できていると考えておりますが、若者にとってもわかりやすい内容となるよう充実させ、一層の活用が図られるように工夫し

てまいりたいと考えております。

(氏平議員再質問)

ご答弁ありがとうございました。知事、ご認識をしっかりといただいているようですが、ご存じでしょうか。日本にブラック企業大賞というのがありまして、実行委員会がノミネートしているんですけれども、全国 8 社、ワタミとかユニクロはご存じだと思いますけれども、全国選ばれた 8 社の中で 2 社が岡山県に本社を置く企業であるという、私もびっくりしました。そしてそこは、はっきり事実関係わかりませんが、非常に優秀な常勤職員ばかりを雇っている企業とお聞きをしているんですけれども、ノミネートされている企業についてご存じでしょうか。

(知事答弁)

ブラック企業大賞という企画があったということは、認識をいたしております。その中に、10 社弱ノミネートをされて、大賞というのですか、選ばれたこと、その中に確かに郷土のなじみのある会社が含まれていたことは、私もぼんやり覚えておりますが、どの会社だったか今議場でいえるほどの確信を持って覚えている訳ではございません。私の印象でいえば、私の中でイメージのいい会社だったような印象がございまして、やはりたくさんの人を雇っていると、私そのうちの一人の経営者を存じ上げているものですから、あれだけ熱心に従業員のことを考えていても、全員ときちんと心を通わせるということは、かくも難しいものかと感じた次第であります。よくブラック企業といわれる場合、従業員を犠牲にして会社が得をしているという文脈で語られることが多いように感じていますが、実際には得をしたとしても、非常に短期的な得でありまして、10 年、20 年それ以上のスパンでいえば、そういうことをして得になることは考えられない訳であります。それぞれの企業は従業員のの人に納得して働いてもらう、そこで働いて成長してもらう、家族を育てていくことを喜びと感じていただかなければ、新しい従業員が入って来るはずがないわけでありまして、是非きちんと情報が行き渡ること、ブラック企業と呼ばれるようなことがこれからも続かないようにしていく必要があると考えております。

(氏平議員)

ありがとうございました。ですから、私が思うには非常に優秀であって、きっと常勤をたくさん雇っている、そういうところがやっぱりこれから、非正規ばかりだとかそういう会社は明らかにオープンな訳ですから、一見優良企業のように職員をたくさん雇っていても離職率が高いとか、そういう落とし穴がブラック企業というのはあるというのが特徴だと思いますので、しっかりその辺のところも見ていただきたい。とりわけ、知事が開会日に、今若者サポートセンターの継続をしっかりやっていきたいとおっしゃられましたけれども、私も見学に行きました。本当に細かいカウンセリング等やられているようですので、

ブラック企業が増えれば、もっともっとたくさん援助する人が増えてしまうわけですので、そういった意味でも労働局と一緒にあって、しっかりとチェックしていただきたいと思えます。これは要望です。ありがとうございました。

私はこれからの若い人たちはネットを利用して、冊子というのも必要なんでしょうけれど、工夫が本当に必要ではないかなと思っております。日本共産党は、ご存じかと思いますが、カクサン部という、ゆるキャラ、共産党の政策を拡散しようというカクサン部というのを作っておりまして、その中に雇用のヨーコというキャラクターがいるんですよ。そのキャラクターが今回の選挙でも、“ブラック企業におしおきよ”ということで、すごい人気を集めまして、脚光を浴びているんですけども、やはりいろんな若者にうけるような、高校生にうけるような工夫をネットの中で、ただインターネットに載せてますよというだけではなかなか見ようかなということにはならないと思えますので、ひと工夫、ふた工夫していただけたらと思えますが、いかがでしょう。

(産業労働部長答弁)

例えば、ゆるキャラを使った斬新な若者にもわかりやすく、うけやすい工夫をしてはどうかという風なことでございますが、先程もご答弁させていただきましたとおり、その工夫の中には若者にとってわかりやすく、理解しやすいということも含まれているという風に考えております。いずれにいたしましても、インターネット等での情報提供、また新しい情報の提供に努めるよう今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(氏平議員)

次に生活保護費の引き下げ問題について

8月から生活保護費が引き下げられました。物価が下がった、低所得者より、保護受給者の給付額の方が高いとして、扶助費を3年かけて削減するものです。日本は格差と貧困が広がり、低所得者層が急増しているのです。保護受給者はそれ以下でないといけないとするこうした考えでは、ますます貧困率が高まり、生存権さえ脅かされ、最後のセーフティネットとしての役割が壊されてしまうのではないのでしょうか。特に子育て中の世帯の引き下げ率が高いことや、また、他に収入を求めることができない高齢者世帯への引き下げは影響が大きく、深刻な実態が報告されています。受給者がこれでは生きていけないと、「不服申し立て」として知事に審査請求に立ち上がろうとしています。県として、国が決めたことだと逃げるのではなく、県民の実態を踏まえて、セーフティネットとしての役割を破壊するような生活保護費の引き下げを即刻中止するよう、国に働きかけるべきと思いますが、保健福祉部長にお尋ねします。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

生活保護費の引下げについてのご質問であります。今回の保護基準の見直しは、国において、適正な保護水準の設定のため、社会保障審議会専門部会の検証結果等を踏まえ行われているものと承知しております。

現時点で、この見直しについて国への働きかけを行う予定はありませんが、今後、福祉事務所等からの意見を伺う中で、必要に応じて、国に対し現場の状況等を伝えることも検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(氏平議員再質問)

ありがとうございました。是非現場の、先程佐藤先生も言われましたけれども、現場の声をやっぱり国に伝えていかないと、国は実態がわかってないということだと思いますので、それが議員の役割であろうし、地方自治体が県民を守っていくという立場でも、国にきちっと実態を訴えていくという姿勢は、先程部長もそのようにしていきたいとおっしゃられましたので、要望ですけれども、しっかりと伝えていく段取りをしていただきたいし、実態をつかんでいただきたいと要望いたします。以上でございます。

(氏平議員)

**「児童手当差押さえは違法と断じた鳥取地裁判決、行政による差し押さえの問題点について」
お伺いいたします。**

3月29日、鳥取地方裁判所が、預金口座に振り込まれた児童手当13万円を差し押さえ、滞納していた県税に充当した鳥取県の処分は正義に反すると断罪をしました。今回の判決は、預金債権の差し押さえが、児童手当の振り込みを認識し、その振り込みに合わせて実施したものであり、差し押さえ禁止債権である児童手当受給権の差し押さえがあったものと同様の効果を生ずると判断したものであります。

そこで、総務部長、保健福祉部長にお尋ねします。本県の県税や国保税の滞納処分において、鳥取地裁判決と同じような禁止財産と疑われる財産の差押えの有無について教えてください。

そして、行政の仕事は県民の命と暮らしを守ることであり、差押えにあたっては、県民の生活や経営実態をきちんと掘み、禁止財産では無いという根拠を明らかにして差し押さえすべきであり、また、禁止財産と疑わしい財産は差押えをやめるべきだと思いますが、代表して総務部長のご所見をお聞かせください。

(総務部長答弁)

お答えいたします。

差押えの問題点についてのご質問であります。

禁止財産と疑われる財産の差押えの有無についてであります。児童手当など、法令で差押えが禁止されている給付金等であっても、預金口座に振り込まれた時点で一般財産となるとの最高裁判例があり、差押えはできるとされております。

また、法律の定める徴収手続によれば、預金の元となる財産の種類については、調査を要しない取り扱いとされております。

こうしたことから、本県においても、これまで差押禁止財産が含まれている口座の預金を差し押えた事例もあったものと承知しております。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

禁止財産と疑われる財産の差押えの有無についてであります。国保税については、国保の保険者である市町村において賦課・徴収するものであります。県では市町村に対し、滞納処分に当たっては、滞納者の生活実態を十分把握した上で適切に対応するよう従前から助言してきており、市町村からもそのような例はないと聞いております。

(総務部長答弁)

次に、所見についてであります。県税の滞納処分に当たっては、預貯金、給与や動産、不動産等とともに、必要に応じて滞納者の家族構成、就業や事業の状況等を調査し、その生活や経営実態の把握に努めているところであり、こうした調査により判明した換価可能な財産について、差し押さえることとしております。この度の鳥取地裁判決においては、これまでの最高裁判例は踏襲しつつ、児童手当以外に入金がない口座を、そのことを知りながら差押えを行った場合に限り、実質的に児童手当法を没却するような裁量逸脱があったものとして、違法なものとして解するとされたところであります。

県としては、当面、この判決の趣旨に鑑み、差押えを行うに当たっては慎重を期してまいりたいと考えております。

(氏平議員再質問)

総務部長にお伺いいたします。ところが、いろいろ私が聞く範囲では、かなり禁止財産を押さえているという事例を聞いております。例えば、備前市の事例ですけれども、6人の子供を持つ父親が5月に派遣切りにあつて、失業中の6月に児童手当の入金が36万円あつた。午前中にコンビニで20万円引き出して支払いを済ませて、午後生活費を引き出そうとしてATMに行くともう差し押さえられていた。それから、これは倉敷ですけれども、とび職をしている方が県税を滞納していて、給料23万円振り込まれて、その日に差し押さえられていて、生活ができない、こういう実態が98年の最高裁の判例をうけて、岡山県の中でも私はまだまだ聞いておりますけれども、あるわけですね。本当に生活ができないという

風な困窮実態を聞いておりますので、やはりその所は生活や経営の状況をしっかりとつかんで、取り上げたら明日から食べていけない、こういう事例までも差し押さえている事例がたくさんありますので、禁止財産で、児童手当や年金を差し押さえていることもあるといわれてましたけれども、おっしゃったように本来の押さえてはならないようなところまで踏み込んで、差し押さえが行き過ぎているのではないか、これについて、私はきちっと県で市町村に実態を把握するようにしていただけたらという風に考えておりますけれども、十分おつかみではないようですので、その辺は総務部長いかがでしょうか。

(総務部長答弁)

再質問にお答えいたします。差し押さえの具体的な事例があるというお話ですけれども、先程もお答えしましたように、最高裁判例に基づきまして、県としてはそういった事例について、差し押さえした事例もあるということでございますけれども、実際の滞納処分に当たりましては、滞納者の財産調査、そういったものを十分するようにしておりますし、その際には必要に応じて家族構成でありますとか、事業の経営状況そういったものを十分確認することにしております。その上で生活や経営の実態を十分見た上でですね、効果的な徴収対策につながるように取り組まれないとしまして、そういった意味では調査の結果、差し押さえるべき財産がないといった場合には、これは当然滞納処分停止を行うということにしておりますので、今後とも調査については十分行った上で滞納処分というものは適切に行っていききたいという風に考えております。以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。実際に生活の実態、営業の実態を把握して差し押さえるといっても、そうではない実態もあるということを私たちいっぱい持っているわけですから、そこは部長しっかりそれぞれの市町村にそこを把握してやっているのかということについてはきちっと指導を徹底していただきたいと思っておりますし、また納税の緩和制度があったり、徴収猶予又は滞納処分の執行停止などいろいろ制度があるわけですから、こういうことも周知徹底をして、市町村が本当に命を奪うような差し押さえをやらないというところでは、きちっと指導していただきたいという風に思いますが、最後ご答弁お願いいたします。

(総務部長答弁)

お答えいたします。市町村を十分に指導しろということでございますけれども、考え方としましてですね、市町村においてはまたそれぞれの市町村としての個別の事情とか考え方というものがあると思っておりますので、そういったことについては今回の判例もありますので我々も市町村と一緒に徴収をするという事例もありますし、滞納整理推進機構という機構の中で市町村と一緒に、職員が来てもらって徴収をするという事例もありますので、こういったものの中でですね一緒にやっていく中で、お話のようなことについても市

町村は十分、我々の指導も見ていただきながら適切な対応をしていただけるのではないかと
いうふうに思っております。以上でございます。

(氏平議員)

次は認知症施策の推進について、保健福祉部長に質問します。

政府の社会保障制度改革国民会議の報告書は「サービスの効率化、重点化」を求め、安倍政権は介護保険制度で要支援者と認定された軽度者向けの介護サービスを見直し、いわゆる「要支援切り」を明確に打ち出しました。要支援1、2と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「地域包括推進事業」(仮称)に段階的に移行させていくと明記したのです。地域包括推進事業は「市町村が地域の実情に応じて」行う事業であり、サービス内容の後退、また市町村格差が出ることが予想されます。私の体験では、軽度と認定された方々は、認知症であったり、老老介護の世帯など、ヘルパーの生活支援を受けることで、その人らしい生活が維持され、なんとか在宅生活を可能にしています。

こうした国の動きが進めば、認知症の方々は重症化が進み、在宅での生活が困難になると考えられます。ご存じのように認知症の方は、住み慣れた環境やなじみのある人間関係の中で生活できることで重度化を防止できるとされています。国民会議の報告書では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけるとともに、認知症高齢者に対する初期段階からの対応や生活支援サービスの充実を図ることが必要であるとしていますが、軽度者の保険外ずしと認知症施策の推進は矛盾すると考えます。認知症施策の推進に矛盾する介護保険制度の見直しは制度の改悪であり、中止を国に求めるべきと考えますが、保健福祉部長のお考えを伺います。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

介護保険制度の見直しについてのご質問ですが、お話しの報告書では、今後、高齢者が地域で暮らしていくために必要な様々な生活支援サービス等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムづくりが求められており、そのためには、現行の地域支援事業を地域ケアの一翼を担うにふさわしい事業に再構築すべきとされております。

認知症高齢者に対しては初期段階からの対応や生活支援サービスの充実を図ることが必要とされており、地域支援事業を地域の実情に応じた柔軟かつ効率的なサービスの提供ができるようその質を高めることによって、認知症高齢者を含む要支援者への支援も可能となると考えられます。

いずれにしても、要支援者へのサービスを地域支援事業へ移行させていくことについては、現在、国の社会保障審議会の介護保険部会で、現状や課題を踏まえて審議されているところであり、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(氏平議員再質問)

ありがとうございました。ただ、市町村に丸投げをしていくということになるわけですね、こういう軽度の方は、地域支援事業ということで。これは市町村の財源や事情によっていろいろ変わってくるわけですから、ほとんどサービスが提供できない市町村もあるかもしれない、その辺のところでは県としては市町村がやることなから、市町村任せで何もできないという風なことでお進めになるのか、それともやはり国の政策をうけて市町村がしっかりとした政策をどのように作っていくのかということ、県としての役割、市町村に対する役割というのは何なのかと私も思うんですけども、その辺の役割とそれから格差ができてくる、必ず格差ができてくると思うんですね、市町村単位で。この格差についてはやはり県が調整をするというのが本来県の仕事という風に認識しておりますけれど、県が地域支援事業を市町村がやることに対して、どのように関わって責任を果たそうとしているのかお聞かせください。

(保健福祉部長答弁)

ご質問でございますが、県として何らかの役割を果たすべきではないか、あるいは市町村ごとに格差が生じるので、その調整を県としてすべきではないかということにつきましてでございますが。ご指摘のとおり、要支援者のサービスを市町村事業にすることについては、市町村がやはり地域の実情に応じていかに適切なサービスの提供体制を構築するかというのが鍵になってきます。ですので、先生のご指摘のような格差が生じるのではないかとといったようなご意見というのは、実は社会保障審議会の介護保険部会においても同じような意見が提示されております。現時点で県の役割とか、格差のことを言及するのはなかなか難しい、まだ具体的な制度設計が国においていままに検討されているという段階でございますので、県としてはそういった国の制度設計の中で県の役割がどうなるのかということも含めてですね、引き続き存続を注視してまいりたいと思います。以上でございます。

(氏平議員)

次に教職員の勤務評価と賃金リンク問題について教育長にお尋ねします。

7, 31 付け 山陽新聞によると、県内の教職員の 2012 年度休職者 1 1 2 人中、精神疾患は 7 0 人、また、2012 年全教勤務実態調査の本県分の結果では 1 ヶ月平均時間外労働 7 2 時間 4 9 分、持ち帰り仕事 1 6 時間 2 3 分。臨時教職員の割合も全国平均を上回っています。県内の教職員の多忙化、過密労働はまさにブラック企業の様相を呈しています。その上に賃金は減額され、これから管理職以外においても人事評価制度が本格的に実施され、勤務評価が賃金にリンクされようとしているのですから教員もたまったものではありません。そこでまずお尋ねしたいのは学校現場という多様な教育活動が行

われる場において「勤務評価」が果たして信頼性があり、教職員の納得が得られ、初期の目的が達成されているとお考えなのでしょうか。教育長にお尋ねします。

次に賃金へのリンクですが、勤務評価で以て賃金が左右され、将来の生活にも影響が出るとなると、事は重大な問題です。しかも学校ごとの枠の配分があることは、教師は集団として団結してことにあたることを求められているにもかかわらず、同僚性が壊れてしまうのではありませんか。

また単年度の評価を以て処遇に反映することなどは、なんとか1年で結果を出そうとして、教育の継続性が損なわれ、ほんとうに目先の近視眼的な教育になってしまうのではないのでしょうか。従ってこのような制度の導入はすべきではないと考えますが、いかがでしょうか。人事評価制度の本格実施について、ご指摘した点について教育長のご所見をお聞かせください。

(教育長答弁)

お答えいたします。

まず、信頼性等についてであります。教職員の評価制度は、学校組織の活性化と教職員の資質能力の向上を目的に導入したものであり、適正な評価を行うために、管理職が日頃から授業等を観察し、教職員にフィードバックをしたり、必要に応じて教職員からの自己評価を参考にするとともに、管理職の評価能力を高める研修を継続的に実施しております。

また、勤務評価の実施状況を確認する教職員へのアンケートでは、管理職からの評価結果についての理解を問う質問に対して肯定的な回答が90%以上、導入目的の達成に対する肯定的な回答が50~60%となっており、以前よりも高まっております。

今後とも教職員の信頼性や納得性が高まるとともに、導入目的が達成されるよう、工夫改善に努めてまいりたいと存じます。

次に、人事評価制度の本格実施に対する所見についてであります。学校では、中期ビジョンに基づき、年度毎に重点的に取り組む経営計画を策定し、教職員が共通理解を図り、協働して取り組むこととしております。

このため、個人の取組とともに、同僚等との連携・協力についても重要な評価対象としております。

またこの制度は、教職員が中期ビジョンの実現に向け、当該年度に取り組んだ活動を評価するものであり、結果だけではなくその過程で発揮された能力や意欲も評価対象としております。

県教委としては、児童生徒のために意欲的に頑張っている教職員が適正に評価され、その結果が処遇に生かされることは必要であると考えております。

以上でございます。

(氏平議員再質問)

ありがとうございました。アンケートも採られて個々の教員の資質を向上させて、学校を活性化させるということで取り組まれているということですが、私が聞いておりますのは、学校のように少ない管理職ですね、2, 3人ですよ、学校は50人位の先生がいらっしゃる、それを2, 3人で評価ができると思えない、少なくとも行政であれば10人ぐらいの部署に1人の管理職がいてその課単位での評価なら可能だと思うけれども、年に数回の授業を見て、1回も授業見てもらってないという先生も何人もおられましたけれど、校長も大変ですから。教務室の仕事だけで妥当な評価はそれはもう無理ですというご意見もいただいておりますし、また学校組織というのは企業と同じであるという事実誤認に基づいた考え方だと思うんですね。企業の従業員は日常定型業務、これがチームワークで上司も同じ場所において、学校教員の日常定型業務は、授業、クラス運営、部活活動、上司は同じ場にいらない訳です、常に。しかも単独業務なんですよ、だから指揮命令も全く違う、こういう制度は教育という現場ではなじまない制度だという風に、教員の方は納得をしていない方がたくさんいらっしゃるという風に私は現場の声を聞いております。県政は現場の声をしっかりと届けるのが私たちの仕事ですので、その辺本当に納得をされておられるとご認識でしょうか。もう一度そのところお聞かせください。正しく評価をしてもらえる仕組みになっているという風に教員たちが思っているんじゃないでしょうか、その辺のご認識をお聞かせください。

(教育長答弁)

お答えいたします。少数の管理職が多数の教職員を評価する、それで正しい妥当な評価ができるのかということでもありますけれども。基本的に学校の仕事というのは教職員一人ひとりがしっかりやっていくという部分もありますけれども、当然学年の集団、それから分掌というのがございますから、そういう分掌の中でみんなでチームワークをとりながら仕事をしていく、管理職も授業だけではなくていろんな場面、観察といったかたちでそしてその結果を教職員と適宜コミュニケーションをとりながらフィードバックしていくということで、確かに多数の教職員がいる学校では厳しい部分もありますけれどもいろんな工夫をしている、教職員から自己評価を求めていくといったようなかたちで、少しでも多くの情報を集めてより適正な評価がなされるようなそういう工夫はしておりますので、教職員のアンケートにより増しても、90パーセントを超えて、管理職の評価について理解ができるということでもありますので、私は全員がとは申しませんが、そういう理解が非常に深まってきているという風には認識をしております。以上でございます。

(氏平議員)

認識をされているということですが、実態は違うと思うんですね。私は病院で管

理職やっております。MBOという目標管理で20数年間やってまいりました。面接は非常に有効だと思っています。校長と教員が本当に膝をつき合わせて、悩みを話したり、それは私も実感をしています。こういう場が日頃無いですから、そのことの中でその人の思っていることを引き出したり、学校長に対する注文も出たりすればお互い相互にいい関係ができます。私たちはそれを育成面談と言っています。お互いが育っていく面談、これは大事なことだと思うんですね、教育現場においても。しかしですね、育成面談が、評価面談が賃金にリンクされると自分が弱いところとか困っていることをね、校長に言うでしょうか。評価されるわけですから。やはりその辺のところは育成面談は非常に有効だし、対話ができて校長に対する信頼と校長にみんなが集中していくという学校づくりの大きな力になる可能性はあるかもしれませんが、それが賃金にリンクされるとなると面談そのものが私は形骸化をしていくのではないかという風に、自分の体験でも思っています。私のところは賃金にリンクされないということですから、本音でお互いに話し合いが十分できて師長に対する信頼、部下に対する信頼が深まったという、これについては必要なことかなと思うんですけども。それが賃金にリンクするとなるとほんとに本音で弱いところを出したり、相談したりということができるようになるとお思いでしょうか。その辺、教育長のご所見をお伺いしたい。

(教育長答弁)

お答えいたします。面接と賃金リンクによります面接の内容の形骸というお尋ねでありますけれども、この評価システムにつきましても育成評価システムという風に名称も、育成という名も入れております。教育活動というのはいろんな面で悩みながらそれをみんなで協力して力を出し合って改善に取り組んでいくということでもありますので、管理職との面談という部分と同僚との相談という部分といろんな面でのコミュニケーションというのが、私は学校現場というのはいろんな面で大切であろうと思っております。一方で、一所懸命生徒のためにがんばっているそういう教職員が評価されてくるというのも現場に士気を高めていく上に置いて有効ではないかなと思っております。そういうこと全部をひっくるめて、悩んでいるあるいは困っている教師が評価が低くなるというのではなくて、そういうようなものをみんなで取り組んでより良い方向に持って行った者が高く評価されるという、そういう評価育成システムということを我々は考えているわけでございます。以上であります。

(氏平議員)

ありがとうございました。教育長もいろいろ悩んだりしながら、取り入れていこうと思っていらっしゃるようなんですけれども、実は社会心理学の領域のことを触れますけれども、仕事の満足要因となるのは、達成感、了承してもらった仕事そのものという風に、こういうことが仕事の満足度の要因になるんですけれども、給与とか上司との人間関係とか作業環境、これは不満足要因になるんです。だから、こういう給与とか上司との人間関係、

作業環境は不満足要因が不足したら、これは労働意欲を下げる方向にいくという風に言われているわけですね。給与が上がる人というのは全員、今同じように上がるけれども、一部の25%の人は確かに給与も上がって、達成感もあってということかもしれませんけれども、75%の人たちはモチベーションが下がるんじゃないかと思うんです。こうなってくると全体のモチベーションを上げるということには逆行するように思うんです。この間、平成18年から評価制度取り入れられてやってこられて、今6年間経っているんですけども。みなさんどうでしょう、この6年間評価制度取り入れて教育現場は全然良くなってなくて、むしろ問題が起きているという風に、この評価制度が短絡的に問題であったとはいいませんけれども、学校活性化をさせてそれぞれの資質を上げていくという方法論については、この評価とか賃金リンクという方法では上手くいかないのではないかと思うんです。先般、政策セミナーで岡大の中富先生が教育委員会のお話をしていただいたんですが、そこで効果のある学校という論文がインターネットで厚労省から出されている、子どもたちの学力水準を下支えする学校にどういう特徴があるのかというその論文を読ませていただきますと、1番は校長のリーダーシップがありますけれど、2番目の大きなのは先生たちが気持ちの揃った教職員集団がそこにあるというのが、非常に大きな要素になっているということで、スクールバスモデルというのも出てましたけれど、やはり気持ちの揃った教職員集団がそこにできていかないと、そしてそれを教員が校長に信頼関係を深めて一緒にやろうという職場にしていかないと、教育の現場は変わらない。そういう中で今の評価制度や賃金にリンクするのも全く逆行して、分断をしてこれからこの制度をゴリ押ししてやられるんだったら、学校の現場がほんとに良くなるのか、見せていただきたいと思いますけれども。私は考えていただかないといけないと思いますよ。よろしくご検討をお願いして、以上で終わります。ありがとうございました。